

令和8年教育委員会第7回定例会会議録

開会日時 令和8年7月8日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時51分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂
同職務代理者 久保 洋子
委 員 壺 内 明
委 員 谷 部 憲子
委 員 井 口 信二
委 員 田 中 健

議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	駒形 康弘
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	寒川 正敏	・放課後支援課長	宮 木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺 内 明

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 それではおはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、令和8年教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壺内委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が2件、報告事項等が4件でございます。

それでは、議案第42号「今後の水泳指導の実施方法に関する方針の更新について」を上程いたします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 それでは、議案第42号「今後の水泳指導の実施方法に関する方針の更新について」のご説明をいたします。

「提案理由」は、今後の水泳指導の実施方法に関する方針を更新するため、本案を提出するものでございます。

本方針の更新につきましては、5月26日の教育委員会で案をお示しし、また6月10日には区議会、文教委員会にてご報告をさせていただきました。

前回ご説明させていただいた案から変更した箇所は、方針の表紙に「令和8年7月更新版」と記載するなどの体裁を整えた以外にはございませんので、説明に当たりましては本方針の要点のみとさせていただければと存じます。

それでは別添をしております方針の9ページをご覧ください。9ページの中段からやや下、4「民間事業者等の施設の活用及び新施設の整備」です。

ページの一番下の行からでございますが、今後は区が整備を進めている屋内温水プール2施設の供用開始を見据えまして、全小学校の移行先を検証した上での移行計画を示してまいります。また（2）の新施設の整備でございますが、施設全体の受け入れ予約の確保やバス運行の効率化などのこれまでに生じてきた課題を踏まえまして、新宿地区、お花茶屋地区に次ぐ3施設目の整備に向けて、検討を進めてまいります。

以降のページには屋内温水プールに移行するまでの間の学校プールでの熱中症対策や、移行後に使用しなくなったプールの取り扱いなども本方針に規定しておりますので、そういった検証も引き続き行いながら、計画的に進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員 プールの解体計画のことでちょっとお尋ねしたいのですが、今まで2校実施して、金町小については芝生の第二校庭と見通しがよくなり、非常にいいなというふうに思っていますけれども。

来年度また2校予定されているようですけれども、今後のペースについては、やはり今、予算等々の関係で毎年2校ずつぐらいのペースで進めていかれるのでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 移行後に使用しなくなった学校プールの取り扱いにつきましては、本方針の14ページに規定してございます。計画的に使わなくなったプール全てを解体をしていくというものではございませんので、いつ、何校のプールを壊すと、そういったものを定めているわけではございません。学校とお話をしながら、こちらに記載をしてありますような「効果的な活用が見込める場合」というところに限定をして進めてまいりたいと考えてございます。

また、今回方針として新たに定めましたのは、(2)に記載のございます合築棟のプールでございます。これまで会議室やミーティングルームが下に入っているプールについては、なかなか解体というものが難しいと考えておりましたので、事前検証という意味ではスピード感がなかったところではございますが、これからこういった合築棟のプールにつきましても、何かしらプール槽自体は残すような形で、少し用途を変えた活用ができないものかといったところで、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。井口委員。

○井口委員 基本的に、もう使わないプールは邪魔で敷地が狭くなってしまうものですよね。かなり予算がかかるのですけれども、将来的には、単独棟のプールについては全てなくしていくという考えは、現時点ではないということでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 既存プールの解体につきましては、そのプールの解体だけで工事を施工するということは今のところ計画にはありませんが、大規模改修であるとか、当然ながら学校の改築、そういった何かしらの工事にあわせて解体を進めていくといったところはあるかと認識してございます。

○井口委員 分かりました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第42号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第42号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第43号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第43号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について説明させていただきます。

「提案理由」は、上千葉公園運動場テニスコートの使用時間を変更する必要があるためでございます。

ページをおめくりいただき、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表 1 ページ目をご覧ください。別表 1、2 段目において、テニスコートの使用時間は、4 月から 9 月までは午前 8 時から午後 6 時まで、10 月から 3 月までは午前 8 時から午後 4 時までと定めているところでございます。

2 ページ目にお進みください。別表「備考」欄にナイター照明がある上千葉公園運動場テニスコートと渋江公園テニスコートについては、例外として使用時間を記載しております。現行では、上千葉公園運動場テニスコートは薄暮の時間帯は休場しておりましたが、利用者からの要望も多いため、使用時間を渋江公園テニスコートと同じ午前 8 時から午後 8 時半に改めるものでございます。

なお、現行の備考 1、2 項を統合したことにより、以降の項番を繰り上げております。

付則として、この規則は令和 8 年 10 月 1 日から施行いたします。

説明は以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 43 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第 43 号について、原案のとおり可決といたします。

以上で議案等を終了いたします。

続いて報告事項等に入ります。それでは報告事項等の 1 「葛飾区立日光林間学園指定管理者からの令和 7 年度管理運営報告の概要について」の報告をお願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは報告事項等の 1 「葛飾区立日光林間学園指定管理者からの令和 7 年度管理運営報告の概要について」のご説明をさせていただきます。

1 の「報告趣旨」でございます。地方自治法、葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 6 条に基づき、葛飾区立日光林間学園指定管理者から提出された令和 7 年度管理運営報告の概要について報告するものでございます。

なお指定管理者として、国際自然大学校・宮ビルサービス共同体を指定してございます。

2 の「管理運営報告の概要」でございます。

（1）の宿泊利用件数ですが、表にお示しのとおりでございます。前年度より 172 件の増となっております。

（2）の宿泊利用人数につきましても、表にお示しのとおりでございます。前年度より 3,466

人の増となっているところでございます。

(3) の施設利用料金収入実績でございます。施設利用料金収入は、2,577 万 8,130 円でございます。

次ページをご覧ください。イの施設利用料金収入の区への還元でございますが、施設利用収入額が収入見込額を超えた場合につきましては、その超えた額の 1 割を区に還元することとなっております。令和 7 年度の区への還元額は、87 万 7,813 円となっております。

(4) の修繕料・植栽管理費でございますが、施設及び備品の修繕、植栽管理については、区から貸し付けられた預り金により指定管理者が実施しております。

アの指定管理者が実施した修繕は 31 件で、記載の内容を実施してございます。

イの指定管理者が実施した植栽管理は 1 件で、危険木伐採を行っております。

ウの修繕料・植栽管理費の清算につきましては、返戻額が 92 万 8,070 円となっております。

(5) の燃料・光熱水費については、区から貸し付けられた預り金により、指定管理者が支払を行っており、その清算額として、返戻額が 289 万 4,603 円となっております。

次ページをご覧ください。(6) の自主事業の実績でございますが、アの主な実施内容として、時期、実施内容、参加者数は表に記載のとおりでございます。

イの自主事業収益の区への還元でございますが、自主事業の実施による収益があった場合には、その収益額の 5 割を区に還元することとなっており、令和 7 年度は区への還元額が 30 万 8,669 円となっております。

(7) の広報活動実績でございますが、ホームページの運営、「フェイスブック」・「インスタグラム」への掲載、パンフレットの作成・配布を通年実施したところでございます。

(8) のモニタリング及びアンケートの実施でございます。アの指定管理者によるセルフモニタリングでございますが、指定管理者が自ら業務について、毎月、セルフモニタリングシートを使用した自己評価を実施し、継続的な改善に取り組んでおります。

イの利用者満足度調査でございます。移動教室を実施した小学校及び一般利用者について、それぞれアンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めたところでございます。まとめたものを別紙 1 として添付させていただいておりますので、後ほどご説明させていただきます。

ウの実施結果の反映でございますが、セルフモニタリング及び利用者満足度調査の結果について、指定管理者と区で協議を行いまして、サービス向上につなげたものでございます。

(9) 総括でございます。一般利用については、前年度比で延べ 3,121 人増加し、令和 3 年度から 5 年連続の利用者増となっているところでございます。

3 の「区の重点指導方針」でございますが、年度協定に基づきまして、安全・安心な施設管理を徹底していくとともに、豊かな自然や文化に触れ、楽しく学習ができる施設運営を行うように指導してまいります。

また、サービス向上への継続的な取組、積極的な広報活動や自主事業の実施により、一般利用の集客を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次ページおめくりいただきまして「別紙1」といたしまして、令和7年度日光林間学園の利用に関するアンケートの結果をお示ししてございます。

1の移動教室実施校50校につきましては、学園職員の対応、食事の味付け、清掃の状態、ともにおおむねよい評価をいただいております。

2-1の一般利用者へのアンケートの結果につきましてもおおむね良好な結果をいただいているところでございます。

おめくりいただきまして、2-2は一般利用の交通手段についてのアンケートでございます。自家用車での利用が多くなってございます。また行き先につきましては、各観光地のほか、スポーツ施設の利用とあり、合宿などにご利用いただいている状況もあるということでございます。

次ページ以降には「別紙2」といたしまして、学園の財務状況をお示ししてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問などはございますでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 今年も大きな事故もなく、本当に職員の対応もよく、子どもたちは安全で快適な学園生活、移動教室をやっているのだろうと思います。今後とも一つよろしくお願ひしたいと同時に、一般の区民の方も非常に多くなっているということで、大変うれしく感じているところですが、先日課長さんから連絡いただきまして、熊が出没したということで大変だなと思いました。その後の状況と今後の対応策と言いますか、本区だけではなく、どの区もやっているだろうと思いますので、そういったところも含めて考えていることがありましたら、よろしくお願ひしたい。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 熊出沒後の状況ですが、その後3日間程度、施設の職員が周囲のパトロールというのを実施いたしまして、その後出沒をしているという状況はございません。現状は、9月の夏休み明けの林間学校までの間は、屋外活動を停止するという形で進めさせていただいているところでございます。9月以降についてはまた検討して、その結果を踏まえて判断していくというところでございます。

それ以外の熊の出沒に対する対応ですけれども、現状、昨年度ですが、区が電気柵を一部延長したという経過をしておりますが、それ以上の電気柵の設置というのを検討するべきだという話もございました。

一方で、例えば敷地の周囲を全部電気柵で覆ってしまうようなことをしますと、逆に入って

きた熊がパニックに陥ってしまって、建物に近づくような状況もあるというふうに聞いておりますので、そういったことも踏まえながら、そういった施設でできる対策というのについては検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 秋以降、熊の冬眠期に入って、餌を求めて熊が多くなるのかなと思っておりますので、パトロールも含めて細心の注意を払いながら、子どもたちが思い出に残る移動教室にしたい。このように考えておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。私も去年視察をさせていただいて、個人的には今年のお正月に家族でお邪魔しまして、とてもいい時間を過ごさせていただきました。

もしお分かりになればなのですが、今、一般の利用について、区内の方、あと区外の方も受け入れていると思うのですが、その割合とかは今お分かりになりますでしょうか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 区外の方の利用については多くあるということですが、具体的な数字が申し訳ございませんが、出てございません。

まずは区の施設として、教育の利用を確保するということが前提とさせていただいております。空いている部屋の効率的な利用として一般利用ですとか、ほかの自治体というのを受け入れることで、施設の稼働率の上昇と収入の確保につなげていっているというところでございます。移動教室・公用の延べ人数については7,660人確保されているというところでございまして、こちらについてはそういった利用をどんどん拡大していく形を取ればと思っております。

数字については再度確認させていただければと思ひます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知しました。そうですね。私も予約するときにお正月だったということもあって、非常に人気で、予約件数がもう満室の日も出たりしているので、ぜひ区民の皆さんが利用しやすくなるといいなというところがございました。もちろん、おっしゃっていただいたように、移動教室が最優先なところはそのとおりだと思うので。

そんなところと、世界遺産、東照宮に近いですとか、そういった立地の面から観光利用というところも多いかなと思うのですけれども、私が自身で予約したときに、予約フォームで余り利用目的を問われなかったなというところは1点気になりました。また、宿泊をする契約を結ぶと思うのですけれども、そういうときの約款が比較的、いわゆる民間のホテルと比べるとシンプルかなというふうに思いましたので、懸念されるのは、結構あそこは通常の民間のホテル

ではないので、やはり例えば布団の上げ下げを自分でやっていくですとか、林間学校などでそういった経験をしている人は分かるのですけれども、そういう経験をされていない方はホテルのように扱ってしまうと、ちょっと施設管理運営にも支障を来すかなというところがあって、そういう方の利用を想定されると、何かあったときにいいのではないかなというふうに思ったという、これは私の感想でございます。ご参考いただければ幸いです。

○教育長 ありがとうございます。学校施設課長。

○学校施設課長 先にご指摘でございますように、利用の目的についてですとか、そういったところについて、比較的シンプルだというところがあって、トラブルが起こらないかという点もご心配だと思います。その点につきましては指定管理者とも話し合いながら、より適切に施設を運営していただけるような形で、どういった記載については検討してまいりたいところです。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。久保委員。

○久保委員 今の話に関連するのですけれども、施設のPRに関して、いろいろフェイスブックやらホームページで運営していただいているということなのですが、勉強不足で、他区の施設などでもこういう利用をしているというのは聞いていまして、ある知り合いの方が、お住まいは千葉県なのですけれども、江戸川区のこうした林間の施設を使って宿泊した経験を私に話してくださったのですね。当然江戸川区在住ではないので、どういうルートで申し込みができて、という詳しいことは分からなかったのですが、とてもよかったということで、行ってみたらどう？ と逆に誘われるようなこともあったのですが、区民ではないので割増料金があったということを知りました。

ですので、他地域からの人数も増やし、もちろん葛飾に住んでいらっしゃる方が利用していただくということも大事だと思っています。改めて、そうしたより多くの方に利用していただけるような制度も含めて、今後の課題とか、どのようにお考えになっていらっしゃるか。その辺を教えていただければと思います。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 施設利用については区内在住の方と区外在住の方で、金額について差を設けているというところでございます。そこについては区内の方が優先、利用しやすいようにという形で、そういった形を設定しているところでございます。

今後の利用の拡大についての考え方ですけれども、やはり例えば区内で実施されるイベントなどにも日光林間学園からブースを設けさせていただいて、チラシを配布したり、そこでつくられたクラフト品の体験をしていただいたりしているということですので、イベントに積極的に参加するということも含めて、どういったことで集客がさらに望めるかということについては検討をして、工夫をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○教育長 久保委員。

○久保委員 ぜひ、23区で全ての区がこうした施設を持っているかは分らないのですけども、やはりそれなりに工夫をして、維持して、さらに集客が増えるよう、また地域の方にもそういう施設があるということを認知していただく意味でも、PRや、またほかの区でのそうした集客の工夫なども参考にさせていただいて、より日光が継続して使っていただけるよう努めていただければと期待しております。よろしくお願いいたします。

○教育長 お願いいたします。そのほかいかがでしょうか。谷部委員。

○谷部委員 熊の情報ですが、私も全然確認していないでつい聞いてしまうのですけども、日光市とかで熊の出没情報とかいうのは出ているのでしょうか。やはり情報として、「もう危険だから行かない」とかというのではなく、「ああ、出ている地域なのだな」というのを一般の人が認識しておくのと「全然熊が出るというのを知らなかったのだけど」というのとはまた違うと思うので、それを日光林間学園のホームページで知らせるのか、それとも「日光市のホームページに熊の出没情報は確認してください」と記載するのかは、ちょっとこの時代に必要なのかなというふうに思ったのですけども、そういうのはいかがでしょうか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 熊の出没情報についてはホームページで、日光市のどこに熊がいつ出たというようなものが地図の上にマーキングされるような形で確認できるものがあるというふうな形で、それについては認識してございます。

今回の件につきましても、周辺の町会から「熊が周りにいるみたいですよ」というような情報が先に入ってきて、その後に敷地内に現れたというような経過がございますので、そういった情報についてはアンテナをいつも張っているという形ではあります。

ただ、私も何度か現地に行っているのですけども、あちらの一般的な認識は「熊は出るもの」なので、例えば東京にいる人と、ほかの地域にいる方との認識のずれというのはあるのかなというのはお話をされていて感じたところでございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 今の熊の件なのですけども、やはり日光、栃木県の山間部にはもう熊がいるというのはご覧のとおりで、それがたまたま今、日光に限らず全国的に熊の問題というのは、山にいる熊が、人の生活する圏内に出てきて問題になっているというところなのですが、それは日光の中ではそんなにかいないのか。一つもないと言い切れるかどうか分らないですけども、前々からあの学園の敷地に、私も校長で子ども引率して連れて行っているときに、運動場に熊が通ったという話も聞いています。

だから「気をつけてください、校長先生」などと言われたのですけども、そうやってうまく刺激しないとか、ぱったり会わないとかというような形でやはり日光、あの地域に住んでいる人たちはうまくやっているので、それに従ってやはり我々利用者もいる必要があると思いま

す。今は熊のことが問題になっているから、敷地内を通ったなどという大問題のように感じてしまうのですけれども、自然のところなので、私も早朝、子どもが起床前にあの学園の中などを散歩して歩くと、リスに出会ったり鹿に出会ったり、やはり生き物はいるのですよね。そういうところなのだという認識で今、これだけ熊のことが問題になっているから野外活動は禁止して、ばったり会わないようにしようというようなところに対応しているのは正しいことかなと思いますし、余り保護者が過度に心配させないようにして、やはり子どもに貴重な、日光林間学園は、東照宮にも歩いていけるような近いところですし、それから奥日光の素晴らしい自然もあるところなので、うまく利用して事故の起こらないように最大限気をつけるところは気をつけて、子どもには体験させていただければというふうに思います。

○教育長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わります。

続いて、報告事項等の2「水元小学校及び宝木塚小学校の改築について」の報告をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、報告事項等2「水元小学校及び宝木塚小学校の改築について」のご説明をいたします。

まず1の「水元小学校の改築について」でございます。

(1)の経緯でございますけれども、令和9年4月の外構整備工事完了に向け、現在、既存体育館解体工事を進めているところでございます。外構整備工事につきましては、令和8年第2回定例会での契約を予定しておりましたが、5月に実施しました当該入札が不調となったため、改築スケジュールの見直しを行うものでございます。

(2)の対応につきましてはフェンス及び付属棟屋根の仕様や施工手順を見直します。具体的には道路境界フェンスにおきまして、天然木ルーバータイプのものからアルミ格子フェンスへ変更したり、付属棟屋根におきまして緑化を見直したり、あと新校舎正門の門設工事における施工手順におきまして、児童が使用しない夏季休業期間へと時期を見直したりした上で、改めて入札を行いまして、令和8年第3定例会での契約を予定しております。

(3)の今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

次に2の「宝木塚小学校の改築について」でございます。

(1)の経緯でございます。改築工事期間中における屋外教育環境の確保のため、令和7年12月から都営葛飾宝町アパート跡地に仮校庭の整備を進めており、令和8年8月の竣工を予定しておりました。しかし、中東情勢の緊迫化によりまして、塩化ビニール由来の配管ですとか、マスといった、ナフサ由来の一部資材の納品が遅延し、仮校庭整備工事の完了時期を変更する必要が生じたため、工事スケジュールの見直しを行うものでございます。

裏面をご覧ください。（２）の対応につきましては、資材の納品状況につきまして、工事の受注者と随時情報共有を図るとともに、納品後に速やかに施工に着手できるよう、受注者に準備を進めさせてまいります。

（３）の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

参考としまして、宝木塚小学校の新校舎建築工事スケジュールを記載しておりますので、ご確認いただければと存じます。私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の２を終わります。

次に、報告事項等の３「教員等に対する麻しん抗体検査の実施について」の報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、「教員等に対する麻しん抗体検査の実施について」ご説明申し上げます。

１の「概要」でございますが、都内で麻しんが流行していることから、その予防を図り、区立学校での集団感染を防ぐため、教育委員会事務局において、児童・生徒と接する機会の多い教員等を対象に、麻しんの抗体検査を実施するものでございます。

なお、葛飾区では、麻しんの流行を受け、ワクチン接種が完了しておらず、感染の可能性が高い未就学児に感染させないため、未就学児と接する機会が多い職員を対象として、抗体検査を行うことといたしました。

教育委員会事務局内では、「幼稚園職員及び就学相談に従事する職員」が該当しますので、これらの職員につきましては、人事課が７月に実施する職員定期健康診断などで、先行して抗体検査を行ってまいります。

２の「対象者」でございますが、子どもに感染させるリスクの高い、学校で子どもと接する機会が多い教員及びそれに準ずる者、及び「私立学童保育クラブ職員等」について、検査を行ってまいります。ただし、麻しん含有ワクチンの接種が２回以上の者及び過去に麻しんに感染した者は事前に調査をして、対象外といたします。

３の「実施方法」でございますが、区立学校数校に検査会場を設け、数日間実施することを予定しております。

抗体検査の結果、抗体価の基準に満たず、かつ接種を希望する者については、健康部が実施する麻しん含有ワクチン接種事業により、無料でワクチン接種を行ってまいります。

続いて、裏面をご覧ください。４「今後のスケジュール（予定）」でございますが、７月に対象者のワクチン接種歴及び麻しん罹患歴を調査いたします。また２４日の文教委員会で庶務報

告をいたします。8月には、7月に実施した調査の結果により、抗体検査を行う人数を確定し、委託契約を締結。9月に検査を実施いたします。10月に検査結果が判明し、抗体価が低かった方のワクチン接種を開始いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わります。

次に報告事項等4「葛飾区体育施設指定管理者からの令和7年度管理運営報告の概要について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等4「葛飾区体育施設指定管理者からの令和7年度管理運営報告の概要について」の説明をさせていただきます。

項番1の報告の趣旨ですが、地方自治法及び葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づきまして、指定管理者から提出された令和7年度管理運営報告の概要について報告するものでございます。

なお、葛飾区体育施設指定管理者として、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体を指定してございます。

項番2の「管理運営報告の概要」でございます。

(1) 自主事業につきましては、体育施設において、ヨガや水泳等のスポーツコース等を展開し、区民の方々がスポーツや運動に親しみ、参加できる機会を提供する事業でございます。

3館合計といたしまして153コース実施して、参加者1万3,503人、昨年との増減としては18コース減、参加者は612人増でございました。

次ページにお進みください。(2)の体育施設の利用状況につきましては表のとおり。利用人数総数は233万3,579人で、前年比では6,718人の減となっております。

なお、令和7年度は奥戸総合スポーツセンター体育館照明設備の改修工事、陸上競技場の天然芝改修工事及び温水プール大プール槽改修工事を行い、それぞれ表記の期間、利用を休止しております。

次ページにお進みください。(3)が令和7年度収支決算概要につきまして表のとおり、収入合計から支出合計を差し引いた損益は4,601万720円でございます。

(4) 区への還元といたしましては、葛飾区体育施設の管理に関する年度協定書第6条に基づく利用料金収入還元金として、879万9,954円が、自主事業収入還元金として153万136円が、区へ納入されております。

施設利用料金収入並びに自主事業収入がそれぞれ見込総額を超える場合には、施設利用料金収入については見込総額を超える金額に0.5を、自主事業収益については0.2を乗じた金額を

区へ還元するものでございます。

次に、（５）外部機関による第三者評価の実施につきましては、公益財団法人日本スポーツ施設協会が実施する指定管理者外部評価を受けました。その評価といたしましては、評価点 105 点満点中 92 点で、格付評価といたしましては、７段階中第２位のダブルＡ、経営体制及び管理運営体制が安定的かつ良好な状態との評価を受けております。

項番３の「区の重点指導方針」についてです。令和７年度は第５期指定管理期間の２年目として、新たに小菅西公園運動場スケートボード場を管理施設に加え、令和８年４月１日の開設に向け、指定管理者としての専門的な知識やノウハウを活用しながら、開設準備に係る指導・監督を行ってまいりました。今後も「事業提案の確実な実行」や「自治体・地域住民との協働」を念頭に安定した運営・維持管理に取り組ませるため、履行状況の把握に努め、適切に指導を行ってまいります。

また施設の維持管理面では、日常の点検・保守の的確な実施と適切な修繕を行い、区民にとって安全・安心及び快適に利用いただける施設環境を整えていくよう指導・監督を行ってまいります。

なお４ページ目、項番４の（１）令和７年度損益計算書、また５ページ目、（２）貸借対照表については、指定管理者から提出されたものを参考に添付させていただきました。

また別添といたしまして、生涯スポーツ課実施分を含む葛飾区体育施設事業報告書及び外部評価報告書の写しを参考に添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

久保委員。

○久保委員 今ご説明いただいて、外部評価の報告書の中で、評価点の中で大体、自己評価と外部評価の差があると思うのですが、安全管理のところでは点数の開きがあって、実際に留意点の次のページのところで、救命救急講習の受講率が全従業員の半数に満たない状況ということもありまして、具体的に指摘をされていますので、ぜひ全員が受けていただいて、いざというときの対応が、どなたでもできるようにしていただきたいというのが気になったところです。

それから、その上のところに「地域の防災拠点としての機能を維持するためにも」と書いてありますけれども、これはこのスポーツ施設だけでなく、地域にとっては大事な、何かあったときの災害に対応できる拠点として、広域の部分を含めるところでもありますので、ぜひ防災課というか、区のそういう安全管理の部分とも連携をしていただいて、ここの施設がより何かあったときにでもきちんと対応ができるような設備が、もしさらに必要なのであれば、装備していただくよう、教育委員会の中だけの予算では厳しいのかもしれないので、ぜひ区全体と

しても整えていただけるよう、声を上げるというか、区として対応していただきたいと思っております。

この点に関してはいかがでしょうか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 まず初めに質問いただいた救急救命の資格の件でございますが、こちらについては、社員は100パーセント資格を持った者がございます。また、トレーニングルームやプールのガードをしている職員についても、資格は取っているところでございます。

ただ、こちらアルバイトも含めてとなると、毎年半数行かない状況であり、この辺は指定管理者ともお話をしているのですが、50パーセントを取らせるというのは結構ハードルが高いというところではございますが、日常、勤務中にCPRの訓練をしてから業務を行うなど、そういった技術面の指導は行っているということで確認をしているところでございます。

また2点目の防災拠点というところで、総合スポーツセンターは災害時の拠点カ所となることで、指定管理者もその際には一緒に協力するという事になっております。

毎月休館日に、防災訓練を指定管理者独自で行っているところではございますが、今後、区の防災訓練にも指定管理者、一緒に入れるようにして、有事に備えたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 久保委員。

○久保委員 確認ですけれども、今まではこの施設で防災訓練をやるときは、地元の町会とか連合町会とか、そういう地域とはつながらずに、施設独自で進めてきたということでよろしいですか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 委員のおっしゃるとおり、施設で地震、火事など起こったことを想定しての避難訓練、防災訓練は行っているところでございます。

今後、地域なども巻き込んだものを区で実施する際には一緒に参加させるなど、検討してまいりたいと考えております。

○教育長 久保委員。

○久保委員 ぜひ、地域的にもエイトホールとか、お隣にいろいろな清掃の部門とか東京消防庁の部門とか、町会としても河川に囲まれた、そういう特別というか、なかなか災害時に困難な部分を抱えている地域でございますので、ぜひ連携ができるような防災訓練していただけるよう希望しておりますので、よろしくお願いします。

○教育長 よろしく申し上げます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わります。

以上で本日予定していた議事は全て終了となりますが、そのほか、委員の皆様からご意見、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

学校施設課長。

○学校施設課長 先ほどご質問いただいた、区外の施設利用者の数なのですけれども、数字が出てまいりまして、一般利用が1万1,634人の中の9,453人という状況でございまして、区内が2,182人だったというところでございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 それでは、区外の方が8割ぐらい。

○学校施設課長 そうですね。

○田中委員 同伴者、区内の人が主催して、同伴で区外の人がついてくるとかという。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 申込みの代表の方が区外の方ということですので、多分メンバーの方に区内の方がいらっしゃれば、その方でご応募いただければというところだと思いますので、一応そういう状況になっているということでございます。

○教育長 ですから、高い料金をお支払いいただいている方が多い。

○田中委員 多い。意外ですね。

○谷部委員 学校とかの単位で利用していたりとかするケースもあるのでしょうか。

○教育長 区外の学校とかが団体として使っているケース。

○学校施設課長 区外の学校にご利用いただいているのは、移動教室と公用という形のくくりの7,660人の延べ人数の中に入っていますので、先ほどの数字はそれ以外の一般利用の方の人数になります。

○谷部委員 すごい人数の区外の人が利用しているんですね。

○田中委員 多いですね。

○教育長 ロコミか何かで広がっているということでしょうかね。

○田中委員 場所がいいのではないのでしょうか。

○教育長 一般の旅行検索サイトとかには載せていないのですよね。

○学校施設課長 旅行サイトなどには掲載していないという状況で、ホームページが一般によるお申込みの窓口という形になっています。

○教育長 意外ということで。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和8年教育委員会第7回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時51分